

かごしま 市民のひろば

5/1 No.84

編集と発行 鹿児島市広報部
市役所の代表電話 ②1111

市の人口(推計) 435,395人(男205,002人 女230,393人) 140,397世帯(49.4.1現在)

市政テレビ・ラジオ番組

■ MBC テレビ「市民のひろば」(毎日曜午前8時から)

5月12日 食中毒の予防

5月26日 5月の市政
ハイライト

5月19日 雨期災害に備えて

■ KTS テレビ「市政の窓」(毎月最終土曜
午前11時30分から)

5月25日 雨期を前に

■ MBC ラジオ「市政スポット」(毎土曜午後
5時15分から)



県文化センターで厳粛に行われた姉妹都市盟約式



盟約書に署名する末吉市長(左)とリースティア市長(右)

オーストラリア展
なお、姉妹都市盟約を記念して、四月二十三日から三十日まで山形屋三階文化催し場でオーストラリア展が開かれ、期間中多くの市民で賑わいました。

賑わった
式典のあと、祝賀行事にはいり、オーストラリアの紹介スライドが上映されたあと、少年合唱隊がオーストラリアの民謡「ワルチングマチルダ」や日本の歌などを歌い、また地元保存会などが「おはら節」などの踊りを披露してPースト市の人々を歓迎しました。

西オーストラリアの首都Pースト市との姉妹都市盟約式典は、さる四月二十三日Pースト市からアーネスト・リースティア市長夫妻一行をお迎えして県文化センターで厳粛にかつ盛大に行われ、晴れて両市は正式に姉妹のちぎりを結びました。両市は、これまで、民間団体の交流を手始めに、動物交換、両市代表の公式訪問など、親しく交わりを続けてきましたが、この盟約を機に、経済、教育、文化等の交流を通じて、市民と市民の友好をさらに深めていくことになります。これで鹿児島市はすでに提携しているイタリアのナポリ市と合わせて二つの都市と国際姉妹都市になりました。次に式典の模様など、写真を中心にお紹介しましょう。

盟約式典は、両市長をはじめ、親善使節団、来賓、市民の方々など約千七百人が出席して、午後一時半から県文化センター大ホールで行われました。

まず鹿児島市消防音楽隊のファンファ

ーレで開幕。引き続いて鹿児島市立少年

合唱隊による「君ヶ代」と「オーストラ

リア」の合唱、Pースト親善使節団員の紹

介と花束贈呈のあと、開式が宣言され

最初に両市長が「これを機会に今後は行

政レベルだけでなく市民同志の交流を一

層深め、両国の友好に役立ちたい」と、

それぞ式辞を述べました。

続いて調印式にはいり、両市議會議長

が調印式にはいり、両市議會議長

が調印

今年も五月三日の憲法記念日がやってきます。風かおる緑の季節とともに、明るく力強い私たちの憲法が生まれて、今年で二十七回目の誕生日を迎えます。国際間のきびしい問題から個人の権利義務の問題まで国の基本法といわれる憲法にかかわりのない問題はありません。私たちは日頃ついて無関心になりがちな憲法について、この機会に今一度読み直してみる必要があるのではないか。先日お配りしました「市民のしおり」にも憲法の抜抜いを掲載していますのでご利用ください。憲法記念日を迎えるにあたって、本紙では、鹿児島地方裁判所長の亀川清さんに「憲法のこころ」と題して、お話をいただきました。

あざやかな楠の若葉の城山を背に、錦江湾に映ゆる桜島の雄姿と噴煙が眺められたこの庁舎の東、道路をへだてて十階建のアパートがたつて、今ではこの景観はだめになりました。しかし、都会化の進んできた鹿児島市の都心地のことゆえ我慢していますが、こんな場合はどうでしょうか。平屋建の住宅の南隣に境を接して、十階建のビルがたつたとします。それこそ日光も通風も望めません。こういうときでも我慢せねばならないでしょうか。日照権問題として騒がれているのは、こういうもののです。

土地所有権は憲法の保障するところだとして、建築基準法の許す限度でどんな建物をたてようどこが悪い、と主張します。反面、平屋建の住民は、すべての国民に健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障する、と憲法は規定しているではないか、こんな建物が許されるはずはない、と主張するでしょう。

このたぐいの紛争は、騒音悪臭、汚水等さまざまな形でとりあげられて裁判になっています。いずれも権利と権利の衝突とでも申しましょうか。

ところで、自分で正しいと思う権利であっても、相手方がこれを否定するかぎり、最終的に権利の有無を判定するのは裁判所であります。

住民パワーとか、実力行使とかいって、集団の力で自分たちの意見を伝える考え方や権利を無理に認めることは、なかなかめでたてて来ているようになります。むしろ反対の傾向はかなりめでたてて来ているようになります。

当事者間で話し合うことは当然だと思いますが、最近の風潮はかならずしもそうではない

ようですが、最も反対の傾向はかなりめでたてて来ているようになります。

住民パワーとか、実力行使

とかいって、集団の力で自分

の悪徳商社とたたかれた企業

の信ずる考え方や権利を無理に認めることで、自分たちの意見を伝える

ことができます。これが裁判所の裁決です。

そこで、自分で正しいと思う権利であっても、相手方がこれを否定するかぎり、最

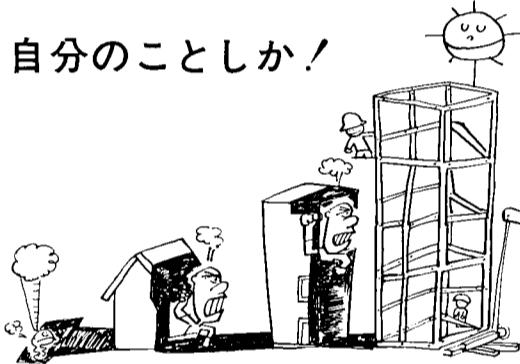
終的に権利の有無を判定するのは裁判所であります。

憲法のこころ

鹿児島地方裁判所長 亀 川 清



自分のことしか！



押しとおそうとする人が多くなりました。公害をひきおこした工場の前に座りこんで、喧嘩の大ささにより、おのずから限度をこえれば、社会常識

でも、大きな力をもつた企業

組合の場合には、与える影

響の大きさにより、おのずか

ら限度があるように思います

押しとおそうとする人が多くなりました。公害をひきおこした工場の前に座りこんで、喧嘩の大ささにより、おのずか

郡元一丁目など新設

郡元、鴨池、上荒田地区の住居表示を実施

市民の皆さんに好評の市民専門講座をことしも六月から八月まで、中央公民館をはじめ市内の各会場で開きます。この講座は、文化的教養を高め、日常生活に必要な知識や技能を身につけていただくとともに、連帯意識を高めるものです。

受講希望の方（市内に居住している十五歳以上の方。ただし学生は除きます）は受付け当日早めにお申込みください。

とき 五月十八日

（土曜日）午後一時から三時まで。

ところ 中央公民館、ただし谷山福祉会館会場の料理講

受付けは各科目とも先着順に行い、定員になり次第締切ります。

なお、電話や郵便による申込みは一切受けません。

科目 別表のとおり（十八科目二十四講座で一人一科目）

講座回数と時間 各科目とも毎週二回で合計二十回、時間は午後六時から八時まで。

第一回の講座は月・木曜組が六月三日（月）

（谷山支所）で受付けます。

申込み受付け 当日申込み者が極端に少ない科目については中止するこ

とがあります。

なお、電話や郵便による申

込みは一切受けません。

（谷山支所）で受付けます。

受付けは各科目とも先着順

に行い、定員になり次第締切ります。

なお、電話や郵便による申

込みは一切受けません。

（谷山支所）で受付けます。

受付けは各科目とも先着順

に行い、定員になり次第締切ります。

（谷山支所）で受付けます。

